

(案)

令和元年 8月 23日

長野地方最低賃金審議会

会長 岩崎 徹也 殿

長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金検討小委員会

委員長 倉崎 哲矢

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和元年 8月 8日、長野地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金については、改正決定することを必要と認める。
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金については、改正決定することを必要と認める。
- 3 長野県各種商品小売業最低賃金については、改正決定することを必要と認める。
- 4 長野県印刷、製版業最低賃金については、改正決定することを必要と認める。